

○ 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）

改正後	改正前
<p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第二百二十六条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イ</p>	<p>（会計監査報告の内容）</p> <p>第二百二十六条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イ</p>

から八までに定める事項)

イ 「略」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ 「略」

三 「略」

四 継続企業の前提に関する注記に係る事項

から八までに定める事項)

イ 「同上」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 「同上」

三 「同上」

「号を加える」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ	<p>五   [略]</p> <p>六   [略]</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>[号を削る]</p> <p>一   [略]</p> <p>二   [略]</p> <p>三   [略]</p>	<p>四   [同上]</p> <p>五   [同上]</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一   継続企業の前提に関する注記に係る事項</p> <p>二   [同上]</p> <p>三   [同上]</p> <p>四   [同上]</p>
--	---	--

४०